

用 語 集

あ行

NPO	Non Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称のことです。
オープンスペース	都市または敷地内で、建物の建っていない場所のことです。

か行

開発許可制度	宅地造成などの開発行為について、公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務づけるなど、良好な宅地水準を確保することを目的とした制度のことです。
回遊性	歩行者（買い物客）が、店舗内や商店街を歩き回ることです。主目的だけで完結せずに、目的外の施設などに立ち寄り、消費活動を行うことにより、経済の活性化が期待できます。
環境共生	地球環境に負荷を与えないで、環境を守り、維持しながら、それと一体として共に暮らす社会のことです。
環境負荷	人の活動が地球環境や生態系などに与える負担のことです。
既成市街地のスポンジ化	都市の内部において、スポンジの小さな孔のように、空き地、空き家等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに発生することです。（34 頁参照）
既存ストック	都市において、これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物などの都市施設のことです。
居住誘導区域	都市再生特別措置法に基づき都市再生を図るため、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域のことです。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園のことです。
建築協定	地権者間または地権者と建設業者の間でかわされる建築に関する建築基準法による協定のことです。
景観行政団体	景観法に規定する景観行政を担う主体のことです。政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能です。
景観条例	良好な景観を形成し保全するために、景観法に基づき地方自治体が制定する条例のことです。
建ぺい率	建築面積の敷地面積に対する割合のことです。
交通ネットワーク	道路交通や公共交通などの交通が網の目のように張り巡らされた繋がりのことです。
交流人口	通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光などでその地を訪れる人の数のことです。

コンパクト・プラス・ネットワーク	都市機能に応じた圏域人口の確保及び各種サービスを効率的に提供するため、人・モノ・情報の集約化・ネットワーク化を図ることで。
------------------	---

さ行

市街化区域	「優先的に都市施設を整備し、建物を建てられる区域」として、都市計画で明確に定めた区域のことです。
市街化調整区域	「農地などの環境の保全を優先し、建物が建てられない区域」として、都市計画で明確に定めた区域のことです。
市街地開発事業	既成市街地や今後市街地とする区域において計画的なまちづくりを進める事業の総称です。
システム	組織、体系、制度、方式などのこと。
社会潮流	時とともに移ろう時代の一般的な流れのこと。
住区基幹公園	歩いていける範囲の居住者を対象にした公園で、誘致距離や面積により、街区公園、近隣公園、地区公園に分類されます。
集約型都市構造 (コンパクトシティ)	都市活動に必要な様々な都市機能を、コンパクトに集約したり、交通ネットワークにより有機的に連携したりさせることで、都市の持続的な発展を目指した都市構造のことです。(42頁の「◆田辺らしいコンパクトシティの実現」参照)
準都市計画区域	そのまま土地利用を整序し、または環境保全措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市として総合的に整備、開発および保全に支障が生じるおそれがある区域について指定します。
人口集中地区 (D I D)	日本の国勢調査において設定される統計上の地区で、人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区のことです。(24頁参照)
深層崩壊	山崩れ・崖崩れなどの斜面崩壊のうち、すべり面が表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的規模の大きな崩壊現象のことです。
ストリートスポーツ	スケートボード・インラインスケート・BMX(自転車競技の1種)など、若者を中心に人気の高いスポーツのことです。

た行

大規模集客施設	床面積10,000㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場などのこと。都市計画法では「特定大規模建築物」と定義されたものです。
多極集約・連携型の都市構造	中心市街地だけではなく、生活拠点なども含めた各拠点に都市機能を集約し、その他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携を図る都市構造のことです。(37頁参照)
宅地造成工事規制区域	宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地または市街地になろうとする土地等として指定された区域のことで、宅地造成に関する工事等について災害の防止のための必要な規制が行われます。

多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。
地区計画	身近な生活空間について、特色のある良好なまちづくりをすすめるために、地区住民の意向を踏まえ、建物の建て方のルールなどについてきめ細かく都市計画に定めた計画の事です。
超高齢社会	65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会の事です。65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」と呼びます。
超寿命化	定期的な点検・修繕・改善など施設などの適切な維持管理を行い、施設などを従来よりも長期にわたって有効に利用するための取組の事です。
超少子化高齢社会	子どもの割合が低く、高齢者の割合が高い社会の事で、一般的には、人口の21%以上が高齢者である超高齢社会において、特に高齢者の割合が子どもの割合の3倍以上という社会の事です。
低炭素社会	地球温暖化の要因とされる温室効果ガスのうち二酸化炭素の排出量を低下させる産業と生活の仕組みをもつ社会の事です。
低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地（空き地、空き家、空き店舗など）」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地（暫定的に利用されている資材置き場や青空駐車場など）」の総称です。
田園回帰	都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする人の流れの事です。
特定用途制限地域	良好な環境の形成や保持のため、その地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、市町村の条例によって制限すべき特定の建築物等を定めた地域の事です。
特別用途地区	用途地域を補完し、特別の目的から土地利用の増進、既存の環境の保護等を図ることで、目指すべき土地利用を実現するためのもので、市町村の条例によって定めます。
都市環境づくり	都市生活や都市活動の利便性や快適性などを向上させる取組の事です。
都市機能	行政、教育、文化、医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能や居住機能の事です。
都市機能誘導区域	都市再生特別措置法に基づき都市再生を図るため、医療施設、福祉施設、商業施設などの都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域の事です。
都市基盤	都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な環境を維持するための道路、公園などの公共施設の事です。

都市計画区域	都市生活や機能的な都市活動を確保するため、都市計画を策定する区域。自然的・社会的条件等を勘案し、都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域のことで。
都市計画公園	休息、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び災害時の避難等のための公共空地で、都市計画として定められた公園のことで。
都市計画道路	安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するための都市交通における最も基幹的な施設で、都市計画として定められた道路のことで。
都市計画区域マスタープラン	都道府県が、一市町村を超える広域的見地から、都市計画区域ごとに、その都市の将来像を明確にし、その実現に向けた根幹的な都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。
都市再生推進法人	都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するものです。
都市施設	円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するために必要な施設で、主なものに、道路、公園、下水道などがあります。
土地区画整理事業	道路、公園、等の公共施設の整備と同時に、土地の区画を整えるまちづくりの事業のことで。

な行

ナショナル・トラスト運動	自然環境や歴史的遺産などを開発などから守るため、多くの人が資金を出し合って土地などを買収、管理などをする運動のことで。田辺市の「天神崎」は、ナショナル・トラスト運動の先駆けとして知られています。
農業振興地域	今後も総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域のことで。
農用地区域	農業振興地域において指定された農業基盤の整備をすすめる区域のことで、農業関係の公共投資が重点的に投入されます。

は行

ハザードマップ	地震や洪水などの自然災害が起きたときの被害予測範囲や危険箇所などをまとめた地図のことで。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のことで。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するために指定された森林のことで、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

ポケットパーク	道路わきや街区内の空き地などのわずかな土地を利用して設けられた小さな公園のことです。
---------	--

ま行

メリット	長所、利点、利益をもたらす面、優れた特性のことです。
------	----------------------------

や行

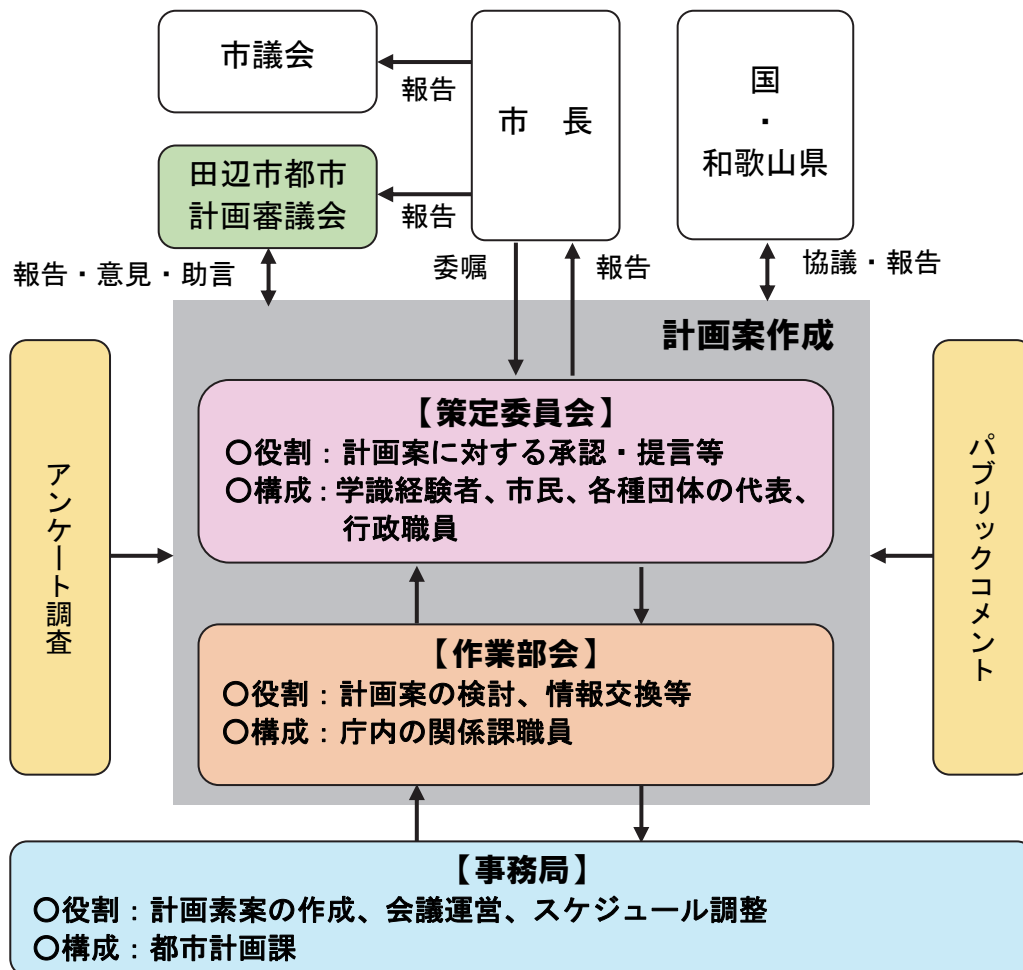
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。
容積率	建築延べ床面積の敷地面積に対する割合のことです。
用途地域	土地利用計画の基本となるもので、良好な生活環境や適正な都市機能を有する健全な市街地の形成を図るため、住居・商業・工業といった地域の特性に応じた土地の使い方と建物の建て方のルールを都市計画として定めた地域のことです。

ら行

立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づいて市町村が作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランのことです。
臨港地区	港湾の適切な管理運営を行うために都市計画で定めた地区のことです。

策定体制と経緯

策定体制



田辺市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿
 (任期 平成 29 年 12 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

平成 30 年 11 月 1 日 現在

[敬称略・順不同]

	氏名	職業・職名	備考
知識経験者	さくま やすとみ 佐久間 康富	和歌山大学システム工学部 准教授	
	きむら かつじ 木村 勝次	(社)宅地建物取引業協会 副会長	
	なかた たかし 中田 崇司	(一社)和歌山県建築士田辺支部 副支部長	
	のむら ゆういちろう 野村 悠一郎	田辺町内会連絡協議会 会長	
	はまぐち こういち 濱口 公一	田辺商工会議所 副会頭 (株)アムズエナジー	
	たきもと かずあき 瀧本 和明	田辺市農業委員会 会長	
	きのした よしお 木下 吉雄	田辺市水産振興会	
	たかがき さちよ 高垣 幸代	田辺市社会福祉協議会 理事	
	まえだ ひさこ 前田 久子	田辺市男女共同参画連絡会 田辺市男女共同参画推進員	
	たまい ひろし 玉井 洋司	田辺観光協会 会長	
一般公募委員	さくらい やすのり 桜井 保典		
	いたに よしき 井澗 芳記		
	かさまつ みな 笠松 美奈		
市議会議員	たかだ もりゆき 高田 盛行	田辺市議会議員	
	きただ けんじ 北田 健治	田辺市議会議員	
	さい あきこ 佐井 昭子	田辺市議会議員	
行政機関	いとう としき 伊藤 敏起	和歌山県県土整備部 都市政策課長	
	なかいえ あきお 中家 章夫	和歌山県西牟婁振興局 建設部長	
	かとう けんじ 加藤 賢治	和歌山県田辺警察署 交通課長	平成 29 年 12 月 1 日 ～平成 30 年 3 月 31 日
	あさかわ ひろゆき 浅川 博之		平成 30 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日

策定経緯

	開催日	会議開催の趣旨
第1回 策定委員会	平成30年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン改定に係る概要 田辺市を取り巻く現状 現行マスタープランの検証 アンケート調査の結果 田辺市の都市づくりの課題（案）
第1回 作業部会	平成30年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> 現行マスタープランの検証 田辺市の都市づくりの課題と全体構想（骨子案） 津波防災や人口減少に着目したまちづくり
第2回 策定委員会	平成30年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> 田辺市の都市づくりの課題と全体構想（骨子案） 津波防災や人口減少に着目したまちづくり
第2回 作業部会	平成30年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> 第2回策定委員会の振り返り マスタープラン改定案（概要～全体構想）の検証 地域別構想案の説明、検証
第3回 策定委員会	平成30年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> 第2回策定委員会での意見に対する回答について 都市計画マスタープラン改定案（概要～全体構想）の内容について 都市計画マスタープラン改定案（地域別構想）の内容について
第3回 作業部会	平成30年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント結果及び市の考え方について 都市計画マスタープラン改定案について
第4回 策定委員会	平成30年11月14日	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント結果及び市の考え方について 都市計画マスタープラン改定案について

写真解説

世界文化遺産に登録された熊野古道、世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」「天神崎」など田辺を彩る風景を中心に、海蔵寺地区沿道区画整理型街路事業や紀伊田辺駅前広場などまちづくりの成果を集めてみました。



1. 田辺市中心市街地
2. 熊野古道
3. 牛馬童子
4. 護摩壇山
5. 田辺祭
6. 百間ぐら
7. 紀伊田辺駅前広場
8. 天神崎
9. 弁慶像
10. 紀州石神田辺梅林
11. 梅の花
12. 湊交差点
13. 熊野本宮大社
14. 海蔵寺地区
15. 弁慶まつり



この都市計画マスタープランを基に、
都市計画への理解を深めていただきながら、
住民の皆さまや事業者の皆さまなどとの
協働によるまちづくりに取り組んでまいります。



未来へつながる道。田辺市
田辺市 建設部 都市計画課

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
TEL (0739) 22-5300 (代) <http://www.city.tanabe.lg.jp/>